

令和4年度 事業実施報告

1 基本理念

子ども・家庭・地域と共に（共育）

子どもたちは、「世の宝」と言われるよう、未来への懸け橋となることが重要である。子ども一人一人の笑顔を守るために、本来あるべき家庭の温かさを守るために、地域の人々のつながりの中で支えあい、ともに生きることの喜びを知る。どのような環境にあろうとも、心身ともに健やかに成長・発達していくよう見守り、支援していくことは、社会の責務である。

社会福祉法人 林愛会は、一人ひとりの子どもが、将来自立した社会人として成長できるように、よりよい環境を提供し、愛情と必要な支援を行うとともに、法人の持つ専門性を活かして、地域の児童や家庭を支援していくことを使命とする。

2

先ず、林愛会における経営の基本となる基本理念と、基本理念に基づく法人内各事業の基本方針、及び法人が規定する倫理綱領の周知徹底を図り、「子ども」を基本とした考え方を全職員共有した。

本年度は、児童を取り巻く環境の変化が著しく、来年度発足する子ども家庭庁の話題が大きく、児童支援に関する考え方方が議論されるなど来年度へ向け関心が高まった。

そのような中、児童虐待への関心も高く、保育士が園児への虐待行為で逮捕されたという報道以降、福祉の現場での従事者による虐待事案が次々と報道された。

林愛会においては、児童支援における虐待防止については、定例職員会議の中で毎月、利用者への不適切支援が行われたか否か常に報告できる環境づくりに取り組んできている。年3回の職員による自己評価を行い、自らの支援を振り返り不適切な支援が行われていないか確認している。3年に1回行われる第三者評価においては、概ね出来ていると評価を頂き職員の励みとなつた。

今年一年 With コロナと言われ、子ども達にとって我慢することも多く、自由の制限を設けなければいけない場面もあり、気持ちのコントロールが難しく子ども達にとって大変な一年であった。職員においては、制限がある中でできる事を模索しながら、子ども達と共に考え活動する貴重な一年であった。

相談支援事業においては、各関係機関からの依頼が増え、認知度が向上した一年となり、相談件数も飛躍的に伸びた。相談者に対し、気軽に話が聞ける窓口として、電話対応だけでなく、職員自ら足を運び支援する活動が高い評価を受けている。地域支援課として地域に根差した法人への第一歩となつた。

重点項目においては次の通りである。

3 法人における重点項目

1) 地域における要支援家庭・要保護家庭の実態把握

地域支援課を中心に相談を受け、面談、訪問を繰り返し各関係機関と連携を図り実態把握に努めた。要保護児童地域対策協議会への出席を通して、要保護家庭への訪問支援を行った。不登校の支援へ力を入れ、学校へ登校させることができたり、外出が出来ない児童が、適応教室への登校が出来るようになるなど、成功体験を積むことが出来た。

2) 各関係機関、組織との連携や役割分担の明確化

指導課、地域支援課を中心に児童相談所、鹿屋市、周辺市町村との連携強化を図った。大隅地区の市町村との契約を結び、困り感の強い家庭へのサポートが出来る環境づくりを行い、ショートステイ利用後の家庭への支援を児童家庭支援センターが行うなど、関係機関との連携を図ることが出来た。

関係機関との連携を図るうえで、各機関の役割をはっきりと示すための担当者会議を一ケースごとに行うなど、支援する役割の明確化を図ることが出来た。

3) 人材育成のための研修プログラムの強化

職場研修を効果的に推進するために、職員の特性や学びたいことを総合的に判断し、年間研修計画を作成し実施した。全職員が研修を受けるための意識づけを強化するため常に、朝礼や職員定例会議において研修の大切さや受講する意義について話している。しかし、職員自ら受講したい研修を探すまでには至っていない。

新人職員（4年未満）、中堅職員（10年未満）、ベテラン職員（10年以上）、管理職と階層別のプログラムの確立が出来なかつたため、来年度も引き続き取り組みを強化していく。

4) 人材確保に向けた早期からの積極的アプローチ

法人紹介を行うパンフレットの作成に着手したが、思うようなパンフレットを作り上げることが出来ていない。

ハローワークへの求人を常時出し続けたが、反応は薄かった。最近の求職者がどのように求人を探しているかいろいろと調べてみると、インターネットの活用が多く各サイトに登録し求人情報を探し、気になる職場のホームページを閲覧するという一連の流れが多いようである。そのため、ホームページをリニューアルした。今後、どのような効果が表れるか見守っていく。

4 大隅学舎における児童支援

1) 子ども支援等について

大隅学舎に入所している児童のうち長期にわたり家庭復帰が見込めない児童を対象に本体施設の支援のもと、地域社会の民間住宅の活用を図り、地域社会での家族の一員として、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で安定した愛着関係を保ち社会的自立に向けた支援等を継続的に行っている。

子どもたち一人ひとりに対し、安全安心かつ丁寧な養育をし、小規模化された施設の安定運営と支援体制の強化を推進し、きめ細かな職員配置を講じるなど、子どもの生活・環境・自立支援等において、入所からアフターケアに至るまで一貫した支援等を行う。アフターケアについては、昨年度実施することが出来なかった県外への訪問ケアを実施することが出来た。直近 5 年以内の退所児童の近況確認を行い一覧表を作成した。その中で、特に気になる卒業生をリストアップし支援することが出来た。

県内就職した中に生活に困り感が強い卒業生に対しては、定期的な訪問と寄付金を活用した生活援助も同時に行うことが出来た。

5 本体施設 小規模グループケア（県認可 1 ホーム）

小規模グループケアは、1 グループ児童定員 6～8 名とするものである。未就学児を中心とした構成の下、中間保育を中心とした保育を取り入れながら、発達段階に応じた支援に努めた。昨年度まで幼稚園に通園することが出来なかった未就学児も幼稚園へ通園することができ、中間保育での集中的な保育の成果が表れた。

学童、未就学児と発達に特徴のある児童においては、児童相談所と協議を重ね地域の発達支援事業支所や放課後等デイサービスを利用し、特性に合わせた療育を行うことが出来た。引き続き継続していく。

家庭支援では、2 世帯 4 人の児童が家庭復帰することができ、退所後のアフターケアも行いながら家庭での生活支援を行っている。大隅学舎の職員だけでは対応できないケースにおいては、児童家庭支援センターと協力し支援にあたっている。

高校を途中退学する児童が 1 名あったが、児童の精神的な特性が強いことから鹿児島市内にあるグループホームと連携を図り入所につなぐことが出来た。今後もアフターケアを実施していく。

6 一時保護児童の受け入れ体制について（一時保護実施特別加算）

児童福祉法の一部改正に伴い、面前 DV による児童の精神的苦痛に対する対応強化を始めとする、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保証される権利を有することが明確化された。適切なケアの確保や一時保護が長期化するケース等に対応するため、児童養護施設において、本体施設の定員とは別に小規模なグループケアによる一時保護を実施している。

大隅学舎においても、大隅児童相談所の一時保護業務の補完的役割を行うこととし、平成29年度より県の認可を受け実施している。今年で6年目である。
一時保護ルーム（本館2階　あゆみホームで実施）

令和4年度実績

一時保護受託児童	実人員	男23名	女23名	計46名
	延べ日数	1343日		
	(昨年度 実人員28名 延べ日数1024日)			
ショートステイ受託児童	実人員	4名		

7 進学・就職状況

1) 高校卒業者 2名

(就職1名)

- ・ (鹿屋女子高等学校 生活科学科卒業)
- 株式会社 イケダパン 重富工場
- (福祉施設1名)
- ・ (鹿屋女子高等学校 情報ビジネス科卒業)
- 社会福祉法人 輪光福祉会 グループホームあそか

2) 高校進学者 4名

- ・ (鹿屋農業高等学校 農業機械科入学)
- ・ (鹿屋工業高等専門学校 機械科入学)
- ・ (鹿屋女子高等学校 生活科学科入学)
- ・ (鹿屋農業高等学校 食と生活科入学)

中学生の進路指導については、学校と連携を図りながら、家庭とも調整を行い、園内学習指導や塾に通わせるなど学力向上に努めた。

公立高校受験者4名は、希望校に合格することができた。

また、高校生の就職については、夏休み前から担当職員を中心に就職セミナープロジェクトを就職希望1名に対し行い、事前指導や職場見学、面接指導を行い、学校の協力の下、希望する就職先に就くことができた。

一般就労の難しかった児童へは、本人の希望と保護者の希望を十分に理解し、鹿児島県内のグループホームを調べ、体験入所等を夏休みから行い、本児の特性を十分に理解し、卒業後も連携が図りやすい環境を第一に考え入所に結び付けることができた。

8 防災・安全管理報告

令和4年度は、避難訓練、救急訓練、総合避難訓練を月1回計11回行っている。12月は、コロナウイルス感染症拡大に伴い実施していない。なお、4月と10月に業者により、消防設備点検を実施している。

事業実績報告書

児童家庭支援センターつながり

令和3年度の相談延件数は、相談延件数1925件(個別相談1862件、市町村等に応じる事業63件)に対し、令和4年度の相談延件数は、相談延件数2709件(個別相談2467件、市町村等に応じる事業242件)あり、約1.4倍の増加となりました。※①グラフ1 ※②グラフ2 ※③令和3年度実績報告書 ④令和4年度実績報告書
不登校の相談件数は、年々増加し、背景には、親の養育能力の低い単純養護、虐待(ネグレクト)、発達障害(疑いも含まれる)等による育てにくさもあります。

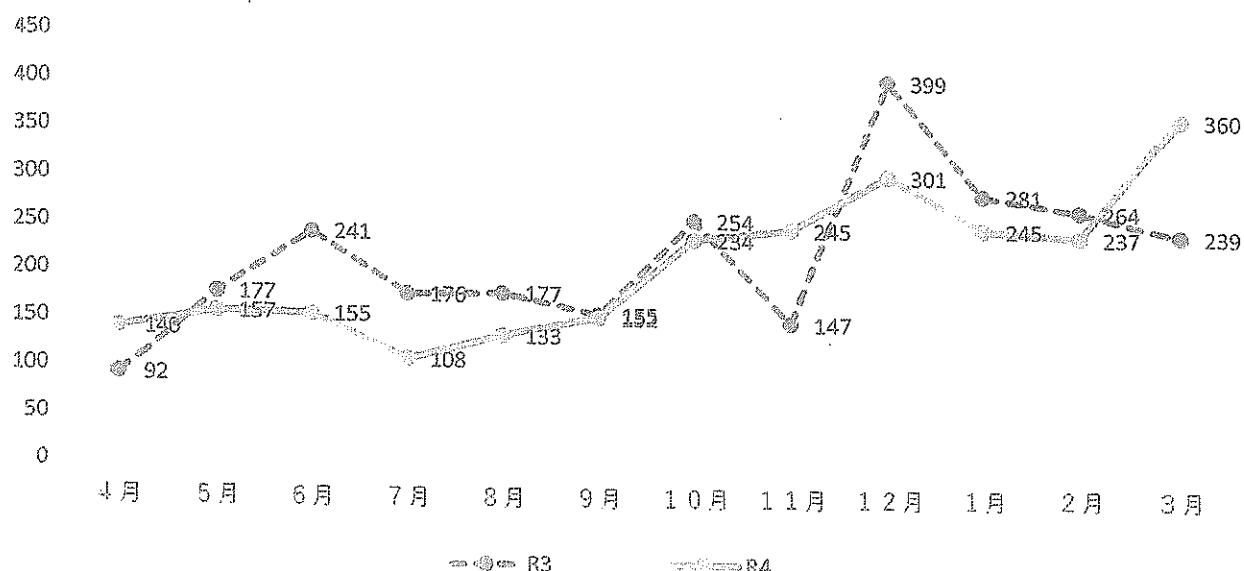
主訴の重点から、計上している不登校相談は、横ばいとなりますが、これらの背景も含め、総合的に増加しています。

不登校相談では、保護者との面談はもちろんのこと、児童本人や学校(場合によっては教育委員会)との連携が必要となることから、訪問相談は、約1.5倍の増加となりました。

完全引きこもりの児童も一定数いることから、児童本人との面談は決して容易ではありません。仮に、会えたとしても、家から外に出る支援も必要であり、その後、登校支援をおこないます。その結果、市教育支援センターには、ほぼ毎日、訪問していますが、大隅半島全域(4市5町)において、鹿屋市、曾於市、志布志市に一ヵ所ずつしか設置されておらず、不登校児童や引き籠り児童の受け皿(居場所作り)の社会資源が、不足している現状です。

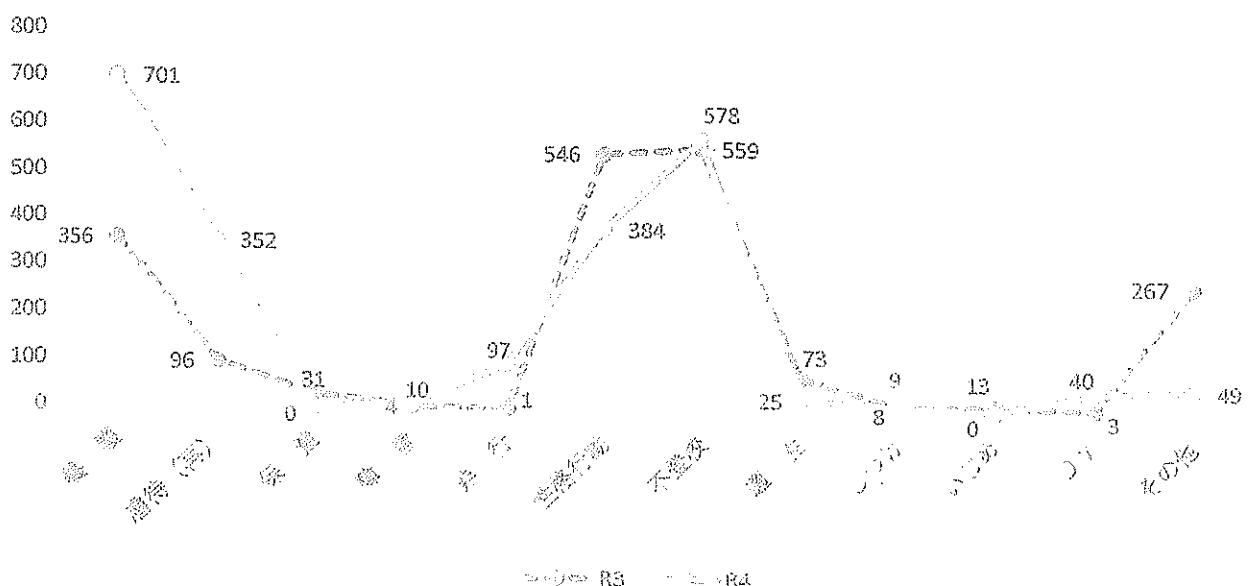
① グラフ1

月別延件数



② グラフ2

相談種別内容



3

令和3年度児童家庭支援センター運営事業実績報告書

県名：鹿児島県

センター名：児童家庭支援センター つながり

A、相談件數(個別相談・指導)

※設置運営要綱4-(1)(4)の一部等に該当

1、個別相談

(1) 月別相談実人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規受理人件数	38	41	27	28	17	19	25	23	24	12	12	6	272
継続相談人件数		49	57	58	48	41	56	51	58	53	42	37	550
月別相談実人件数	38	90	84	86	65	60	81	74	82	65	54	43	822

＜※月別相談実人数①は相談を受け付けた方の実人数＞

(2) 月別相談延件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話相談	40	44	70	53	53	81	64	40	96	76	41	61	719
来所相談	16	9	17	17	22	14	18	18	28	12	4	7	182
訪問相談	10	44	52	46	40	20	80	40	132	90	104	82	740
心理療法等					9					1	3	2	15
メール相談	16	36	50	14	13	20	12	9	10	10	9	7	206
手紙相談													
その他()													
月別延件数	82	133	189	130	137	135	174	107	267	191	160	157	1862

＜※月別相談延件数は、実際に支援を行った回数のこと＞

(3)相談・指導内容の種別延件数

※(再)付写場

養護 虐待(再)	保健	障害	非行	育成				いじめ	DV	その他	合計	
				性格行動	不登校	適性	しつけ					
356	96	31	4	1	546	559	73	9	13	3	267	1862

〈※月別相談延べ件数②と③と④は同数〉

(4) 相談経路別受付延件数

県・市町村			児童福祉施設		保健所 及び 医療機関	学校等	家族 親戚	近隣 知人	児童 本人	18歳以 上本人	里親 里子	その他	合計
児童 相談所	福祉 事務所	その他	保育所	その他									
39	19	133	77	166	34	530	624	4	186	44		6	1862

〈※月別相談延べ件数②と③と④は同数〉

B、児童相談所からの委託による指導

※設置運営規範4-(3)に該当

＜対応延べ数＞

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
4	14	23	9	21	49	39	42	43	57	50	46	397

指道内容の種別

＜※対応延べ数⑥と指導内容の種別⑦は同数＞

< 対応審人数 >

※毎月に委託を受けた患者数を記入

令和4年度 児童家庭支援センター運営事業実績報告書

県名：鹿児島県

センター名： 儿童家庭支援センター つながり

A、相談件數(個別相談・指導)

※設置運営要綱4-(1)(4)の一部等に該当

1、個別相談

(1) 月別相談対象人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規受理人數	40	17	21	12	20	12	21	19	20	10	13	12	217
継続相談人數		42	45	38	47	48	60	59	63	57	59	54	572
月別相談対応人數	40	59	66	50	67	60	81	78	83	67	72	66	789

＜※月別相談実人数①は相談を受け付けた方の実人数＞

(2)月別相談延件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話相談	36	50	44	36	71	53	117	104	152	98	95	126	982
来所相談	5	11	14	14	9	6	5	2	15	6	9	13	109
訪問相談	84	68	86	50	34	76	98	120	124	110	112	188	1150
心理療法等	2												1
メール相談	13	27	10	7	19	17	10	17	10	29	18	31	208
手紙相談													
その他()		1	1	1			4	2		2	3	1	15
月別延件数	140	157	155	108	133	152	234	245	301	245	237	360	2467

※月別相談件数は、実際に支援を行った回数のこと

(3)相談・指導内容の種別延件数

※(再)は再掲

養護 虐待(再)	保健	障害	非行	育成				いじめ	DV	その他	合計	
				性格行動	不登校	適性	しつけ					
880	448		14	114	438	882	28	9		44	58	2467

(4) 相談経路別受付延性数

〈※月別相談延べ件数②と③と④は同数〉

県・市町村			児童福祉施設		保健所 及び 医療機関	学校等	家族 親戚	近隣 知人	児童 本人	18歳以 上本人	里親 里子	その他	合計
児童 相談所	福祉 事務所	その他	保育所	その他									
253		442	11	150	5	590	785	8	175	23		25	2467

＜※月別相談延べ件数②と③と④は同数＞

B、児童相談所からの委託による指導

*設置適當要綱4-(3)【該當

△ 対応延べ数 △

⑥ 実人数 _____人 <※承認を受けた人数>

＜指導内容の種別＞

※対応延べ数⑥と指導内容の種別⑦は同数

＜ 対応実人数 ＞ ※毎月に委託を受けた実人数を記入

事業実施報告書

令和4年度は、放課後等デイサービス利用児童は8名、児童発達支援事業所利用児童は19名、保育所等訪問支援事業所利用児童は10名の利用がありました。

放課後等デイサービスでは、大姶良小学校、西原台小学校、田崎小学校、寿北小学校4つの小学校に通う児童をそれぞれの支援計画に沿って運動、学習、社会性等の基本的生活習慣を身に着けさせる為、日常場面での言葉のやりとり、感情のコントロール等を個別に関わりながら支援してきました。

特に、運動面に関して特化している児童に関しては、学校でのスポーツ少年団に入団させたり、保護者と検討しながら生活面を活性化させ、交友関係を深めていきより成長させることもできました。

児童発達支援事業では、細山田こども園、寿敬心保育園、大黒保育園、信愛こどもの園、西原幼稚園、根占保育園、日の出幼稚園、笠之原こども園、8つの保育園幼稚園に通う児童で3歳から6歳まで療育が必要とされている児童を理学療法士による運動機能向上での支援を行い、体力向上や体幹バランス向上を目指し、個別に支援を行ってきました。実際に保護者や保育園の先生方も見学に来ていただき直接説明を行なったり、動画を視聴していきながら丁寧に個別支援の説明も行ってきました。

全く言葉が発することができない児童が腹筋、背筋等をトレーニングすることで、言葉を自ら押し出す力がつき、会話ができるようになり保護者も大変驚かれ、保育園、保護者からの見学も増えてきました。

保育所等訪問支援事業では、細山田こども園、日の出幼稚園、根占保育園、鹿屋小学校、寿小学校、鹿屋東中学校、西原小学校、寿敬心保育園8か所の幼稚園保育園、小・中学校で困り感があり、保護者や学校からの相談もあり、実際に学校に訪問し、授業の様子を観察したり、担任の先生と話し合いを行なったりと情報共有を行なながら、子どもたちが学校で少しでも楽しい生活が送れるように支援してきました。